



改正DC法の概要と継続投資教育の努力義務化について



■継続投資教育が努力義務化も実施形式は問われず

■〈ろうきん〉の継続投資教育に係るサポートを活用しませんか

1. はじめに

2016年6月3日公布の「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」（以下「改正DC法」）により、2017年1月1日から個人型DC(iDeCo)の加入対象者が大幅に拡大したことは記憶に新しいところです。

改正DC法は、施行日が全部で4段階に分かれています。2018年1月1日から掛金拠出の年単位化が施行されたほか、本年5月1日には残りの改正措置が全て施行されます。

改正事項は下記のとおり多岐にわたりますが、本NEWSでは、企業型DCにおける継続投資教育の努力義務化と、〈ろうきん〉の継続投資教育のサポート内容についてご案内します。

2. 改正の概要

項目	改正概要
1. 企業年金の普及・拡大	①事務負担等により企業年金の実施が困難な中小企業（従業員100人以下）を対象に、設立手続き等を大幅に緩和した『簡易型DC制度』を創設。 ②中小企業（従業員100人以下）に限り、個人型DCに加入する従業員の拠出に追加して事業主拠出を可能とする『個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度』を創設。 ③DCの拠出規制単位を月単位から年単位とする。
2. ライフコースの多様化への対応	①個人型DCについて、第3号被保険者や企業年金加入者（企業型DC加入者については規約に定めた場合に限る）、公務員等共済加入者も加入可能とする。 ②DCから確定給付企業年金（DB）等へ年金資産の持ち運び（ポータビリティ）を拡充。
3. DCの運用の改善	①運用商品を選択しやすいよう、継続投資教育の努力義務化や運用商品数の抑制等を行う。 ②あらかじめ定められた指定運用方法に関する規定の整備を行うとともに、指定運用方法として分散投資効果が期待できる商品設定を促す措置を講じる。
4. その他	企業年金の手続簡素化や国民年金基金連合会の広報業務の追加等の措置を講じる。
施行日	2016年7月1日：4.の一部 2017年1月1日：2.①および4. 2018年1月1日：1.③ 2018年5月1日：1.①②、2.②、3.①②

3. 継続投資教育の努力義務化【2018年5月1日施行】

企業型DCにおいて投資教育は、事業主の責務とされています（DC法第22条）。投資教育は制度導入時においてほぼ全ての事業主にて実施されていますが、制度導入後の継続投資教育は、約6割（企業年金連合会「確定拠出年金実態調査結果（2016年度調査）」）と実施率が低いことがかねてから指摘されています。

これまでは、継続投資教育の実施が「配慮義務」とされていましたが、今回の法改正によって「努力義務」に格上げされます。これにより「導入時の投資教育」と「導入後の継続投資教育」の実施義務の差はなくなることから、DC制度創設以来、継続投資教育が未実施等の企業は対応を急ぐ必要があります。

3. (1) 投資教育の実施状況の報告が必要に

DC法第50条にて、「事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、企業型年金に係る業務についての報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない」と定めていますが、新たに、「資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況」欄が設けられ、①導入時の投資教育②導入後の継続投資教育の実施有無および開催頻度を報告する必要があります。

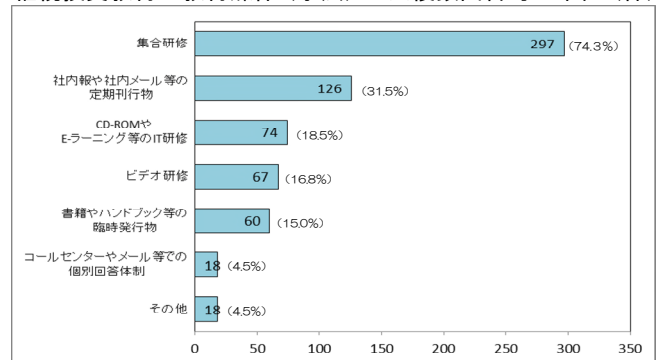
企業型年金に係る業務報告書
11. 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況
(簡易企業型年金の事業主であっても記入が必要)
(1) 資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置の実施状況について
① 実施事業所に使用される者が企業型年金加入者の資格を取得する際に資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を講じている
② 上述①で、資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を継続的に講じている
(備考) 該当するものに○印を記載すること。
(2) 上述①②を行っていない場合、資産の運用に関する基礎資料の提供その他の必要な措置を講じる頻度が次のうちのいずれであるか記載すること。
① 半年に1回
② 1年に1回
③ 2年に1回
④ 3年に1回
⑤ その他
(3) (2) で⑤を選択した場合、具体的に記載すること。

「企業型年金に係る業務報告書」の項目11. に投資教育の実施状況に係る報告事項が追加

3. (2) 実施形式は問われず

一般に集合研修のセミナー形式をもって継続投資教育実施と捉えがちですが、様々な理由から、eラーニングなどを継続投資教育とみなして実施するケースがあります。しかし、「いつでもできるeラーニング=いつまでもやらないeラーニング」となっている実効性がないため、受講者を把握し、期日までに受講完了を促すなどの工夫が求められます。

継続投資教育の教育媒体(手法) ※複数回答可 単位(件)



出典：企業年金連合会「確定拠出年金実態調査結果と解説(概要)2016年度調査」

3. (3) 労働組合の対応は?

自社の継続投資教育が充実していないと感じる場合は、今回の法改正を根拠として継続投資教育の実施を会社に強く求める他、実施にあたっては組合員の意見を反映させる取組みを行いたいところです。

ろうきんは企業型確定拠出年金の加入者教育をサポートします!

全国の<ろうきん>では、労働組合の退職金・企業年金を守る取組みを支援するために、企業型確定拠出年金の継続投資教育(加入者教育)をサポートしています。

①豊富な実績

2006年度より、累計1,209件以上(2018年2月現在)の加入者教育を実施しております。

②低コストで投資教育をサポート

講師派遣の料金 1回5,000円(税込)+教材費100円(税込)/冊です。

③全国に講師を派遣

ろうきんは全国に講師を派遣いたします。交通費などは不要です。

<ろうきん>加入者教育のチラシ



<ろうきん>は労働組合の企業年金・退職金を守る取組みを支援しています。
制度研修会・加入者教育の講師派遣・個人型への移換手続きサポート等<ろうきん>にご相談ください。

【労働金庫連合会 営業推進部 Tel:03-3295-9341 Fax:03-3295-8039】

【確定拠出年金を導入する・している会員のみなさまへ】

「ろうきんDC定期預金」を商品ラインナップに加えますか?

競争力のある金利水準・高い信用力から、多くの企業に選定いただいております。(2018.2.6時点)

ろうきん
DC定期(5年)
年利 **0.10%**

注) 本資料は情報提供を目的としており、加入者等に対する特定商品の推奨・助言を目的としたものではありません。

信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性、完全性が保証されているものではありません。